

車両出入口部

(車両出入口部)

- 1 歩道部分の車両出入口の切り下げ幅は、自動車の利用状況に応じて次の基準により設置するものとする。

区分	車 種 別 区 分				切り下げ幅 (フラット長)
	総重量	車 種	幅	長	
A	0～1 t	軽自動車	1.3m未満	3.0m未満	1.8m
B	1～4.5 t	乗用車・小型トラック等	1.3m～ 2.5m未満	3.0m～ 5.0m未満	3.6m
C	4.5 t 以上	普通貨物 トラック等	2.0m～ 2.5m未満	7.5m未満	6.0m
D	同上	同上	同上	10.0m未満	7.2m
E	同上	同上	同上	12.0m未満	9.0m

(注) 現場の状況並びにその他特別な理由により上記によりがたい場合には車両の軌跡図から現地の状況等を考慮の上、定めるものとする。

(車両乗入れ部の設置箇所)

- 2 車両乗入れ部の設置箇所は、原則として以下に掲げる場所には設けてはならないものとする。
- (1) 横断歩道及び前後 5m 以内の部分。
 - (2) トンネル等の前後各 50m 以内の部分。
 - (3) バス停留所、バス停車帯の部分。ただし、停留所を表示する標柱又は標示板のみの場合は、その位置から前後 10m 以内の部分。
 - (4) 地下道の出入口及び横断歩道橋の昇降口から 5m 以内の部分。
 - (5) 交差点（総幅員 7m 以上の道路の交差する交差点をいう。）及び交差点の側端又は道路の曲がり角から 5m 以内の部分。ただし、T 字型交差点のつきあたりの部分を除く。
 - (6) 橋の部分。
 - (7) 防護柵及び駒止めの設置されている部分。ただし、交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。
 - (8) 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする部分。ただし、道路管理者及び施設管理者が移転を認めた場合は除く。

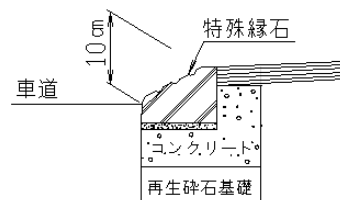
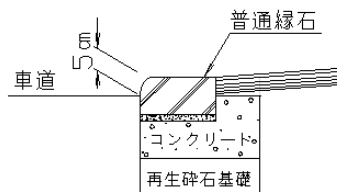
(車両乗入れ部の構造)

- 3 マウントアップ形式における車両乗入れ部の構造は、別表及び適用図に従い

行うものとする。なお、特にやむを得ない場合やその他特別な理由によりよりがたい場合には、道路管理者と協議し決定するものとする。

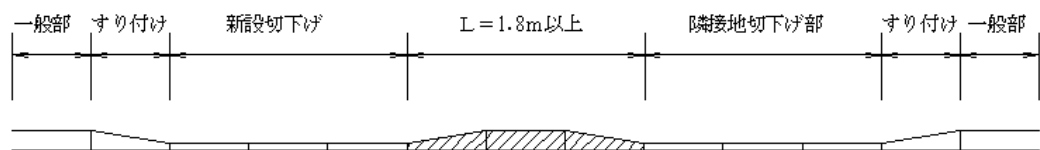
- (1) 出入口切下げ区間の縁石は路面からマウントアップ型は 5 cmか 10 cmとする。

マウントアップ型



- (2) 車両出入口の設置箇所数は、1 敷地 1 箇所を原則とする
- (3) 新たに設置しようとする出入口が隣接地の既設出入口と近接する場合は、出入口間隔を原則 1.8m以上とする。

正面図

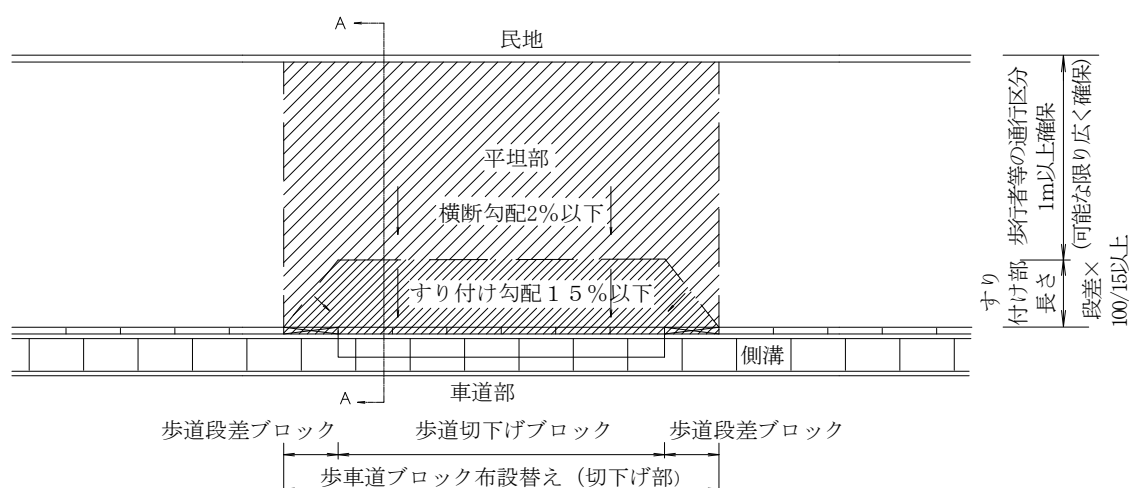


- (4) 車両出入口の角度は、原則として道路に対し直角とする。ただし、土地利用計画、現地の状況等を考慮の上、必要最小限の範囲で定めるものとする。
- (5) 直角駐車で連続した配置の場合の最大切下げ幅は、原則として 6 m 以下とする。
- (6) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成 18 年法律第 91 号) による構造に配慮するものとする。
- (7) 不要となった車両乗入れ部は、歩車道境界ブロック、舗装並びに道路附属物(横断防止柵他)を普通歩道(一般部)の構造に復旧する。

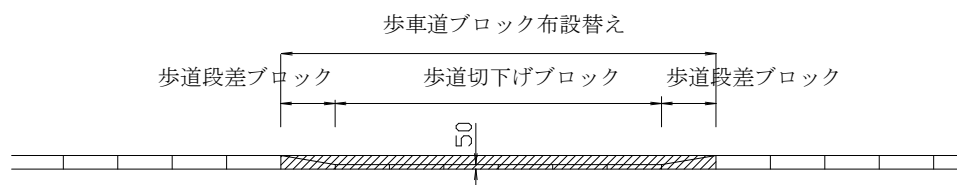
マウントアップ形式歩道での車両乗入れ構造

① 歩道内においてすり付けを行う構造

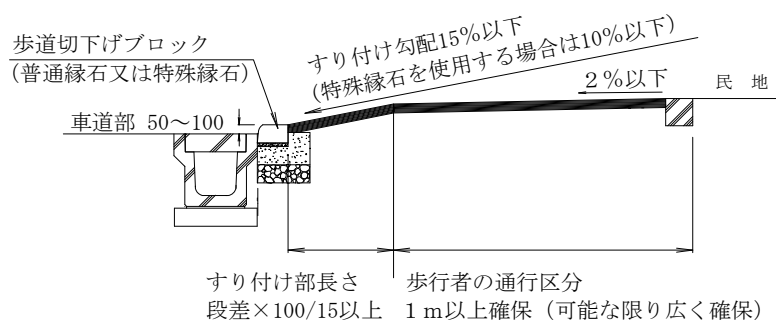
平面図



正面图



A-A断面



* 特殊縁石を使用する場合のすり付け勾配は10%以下とする。

(普通縁石は段差5cm、特殊縁石は段差8～10cm)

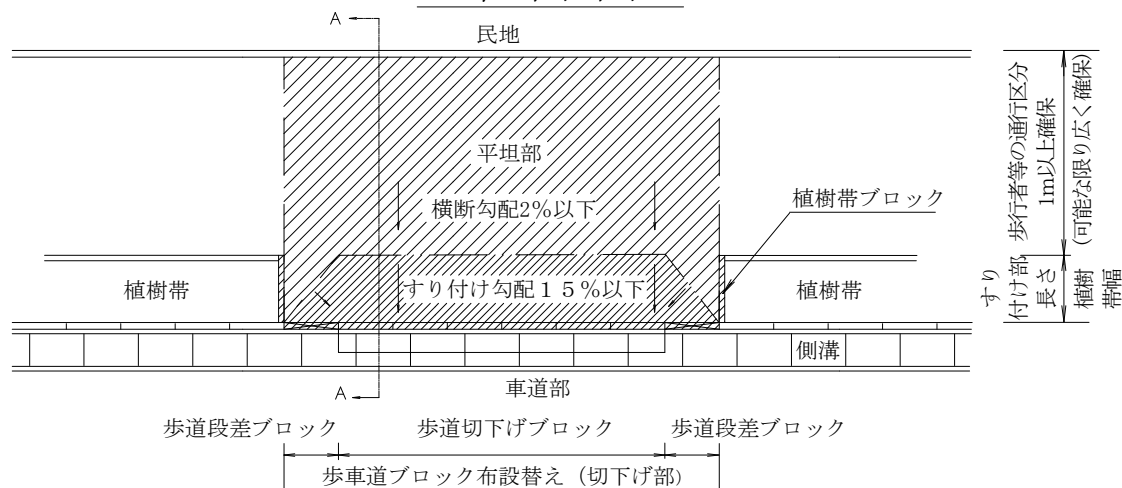
注 車道部の側溝形態が上図と異なる場合や歩道側溝がある場合等

道路形状が特殊な場合は、別途協議により決定する。

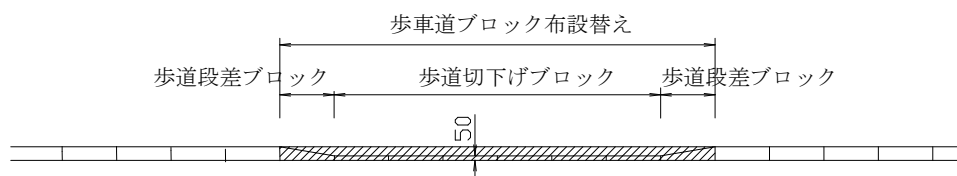
マウントアップ形式歩道での車両乗入れ構造

② 植樹帯等の幅員を活用してすり付けを行う構造

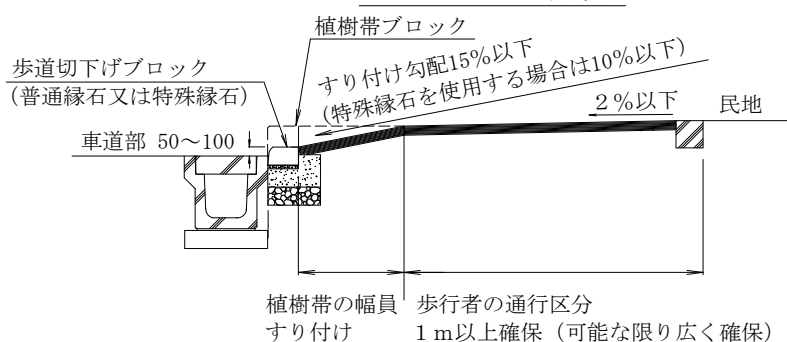
平面図



正面図



A-A断面



＊ 特殊縁石を使用する場合のすり付け勾配は10%以下とする。

(普通縁石は段差5cm、特殊縁石は段差8～10cm)

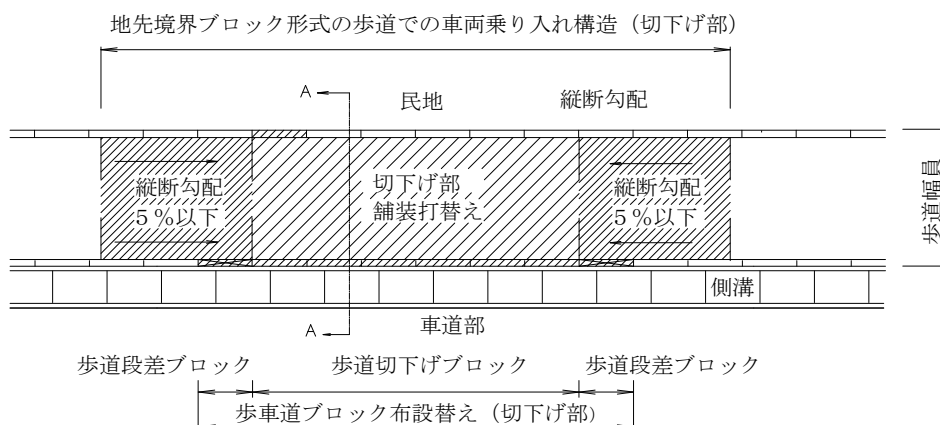
＊ 車道部の側溝形態が上図と異なる場合や歩道側溝がある場合等道路形状が特殊な場合は、別途協議により決定する。

注 植栽の移植については、別途申請が必要となります。

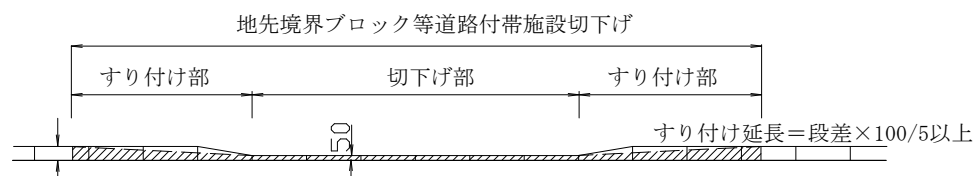
マウントアップ形式歩道での車両乗入れ構造

③ 歩道の全面切下げを行う構造（歩道幅員が狭い場合）

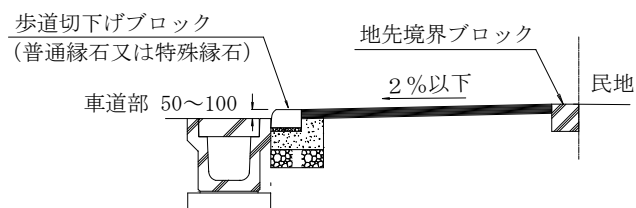
平面图



正面义



A-A断面



- * 車道部の側溝形態が上図と異なる場合や歩道側溝がある場合等道路形状が特殊な場合は、別途協議により決定する。
- * すり付け勾配について、やむを得ない場合は別途協議により決定とする。

注 歩道全面切下げに伴い、敷地に接する地先ブロック等の道路付帯施設についても切下げが必要となります。